

令和4年度 第4回千葉県建築審査会議事録

1. 会議の日時及び場所

日時：令和5年3月22日（水）午後2時から午後2時50分まで

場所：千葉市中央区長洲1-8-1 ホテルプラザ菜の花4階「楨1」

2. 出席した委員の氏名

上野武委員、宇於崎勝也委員、小板橋恵美子委員、芦谷典子委員、子安正宏委員、前島彩子委員、姉崎真人委員

3. 議事の案件名及び結果

(1) 同意案件

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可1件、建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可1件が同意された。

案件番号	案件名	敷地の所在	建築物の用途	結果
1	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	鎌ヶ谷市	一戸建ての住宅	同意
2	建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について	鴨川市	自動車車庫 (屋根付駐車場)	同意

(2) 報告案件

建築基準法第43条に係る包括同意許可2件が報告された。

案件番号	案件名	敷地の所在	建築物の用途
1	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	富津市	研究施設

4. 議事の経過（公開審議）

(1) 同意案件

○案件第1号

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について（鎌ヶ谷市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

委員・・・当該申請空地の道路種別や許可の適用に使い分けがあるのか。

事務局・・・確認申請当時の判断はあるものの、現在は当該申請空地を許可対象の空地として整理している。

- 委員・・・建築基準法の道路となるよう指導していくとの説明だが、申請空地と建築基準法の道路の双方に接している角地の方も協定に参加されているか。
- 事務局・・・2宅地とも今回の許可申請において、協定に参加した。
- 委員・・・今後の建替えて隅切りが確保され、建築基準法の道路になるか。
- 事務局・・・協定上は建築基準法の道路となるよう努力することとなっており、指導することとなる。
- 委員・・・申請地は更地となっているが、従前から申請者が所有していたのか。
- 事務局・・・平成30年に相続にて所有権が移転されている。改めて、新しい所有者にて協定を締結している。
- 委員・・・他になれば同意とする。

○案件第2号

建築基準法第44条第1項第2号の規定による許可の同意について（鴨川市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

- 委員・・・以前は車いす使用者用駐車場はなかったのか。
- 事務局・・・申請地北側に屋根なしの車いす使用者用駐車場があり、今回トイレ棟に近接して屋根付きの駐車場を整備する。
- 委員・・・既存のバイク置き場箇所に設置するようだが、バイク置き場はどこに配置するか。
- 事務局・・・大型車駐車場の脇にバイク置き場を配置する。
- 委員・・・バイク置き場の通路が大型車駐車場と近接しており、通路が狭いが支障ないか。
- 事務局・・・実際には大型車駐車場は4台中3台あればよいと聞いており、支障ない。
- 委員・・・申請駐車場のゼブラゾーン側付近のスロープ勾配が急に見える。車いす利用者が降りたときに支障ないか。ゼブラゾーンの位置や車止めの位置を調整する等、配慮できないか。
- 事務局・・・当該スロープは道の駅の管理用のため、一般利用者は使用しない。位置については配慮できるか申請者に伝える。
- 委員・・・杖の方などスロープがあると困るので、車いす使用者用駐車場は以前の位置のほうが使いやすいという方もいると思われる。既存の駐車場はそのままにするなど、複数台確保できないか。
- 事務局・・・確保できるか、申請者に伝える。
- 委員・・・他になれば同意とする。

（2）報告案件

事務局から案件の報告が行われた。

- 委員・・・実験棟などがあるが、別の申請が必要となるか。
- 事務局・・・水産関係の施設であり、立地上は支障ない。

- 委員・・・既存の建物があるが、建った当初から許可で対応したのか。
- 事務局・・・当時は建築主事の判断で建築可能であった。

以上